

翻刻（活字化）掲載の手続きについて

翻刻掲載についての手続き手順は次のとおりです。
承認までに約1～2週間かかります。時間に余裕を持ってお申し込み下さい。

【手続きの手順】

(1) 利用条件等を確認する。

(2) 翻刻掲載申込書を作成する。

- ①お申し込み内容1件につき、1通の申込書の提出が必要です。申込書はコピー可能です。申し込みに必要な件数分をコピーしてご利用下さい。その際は、利用条件記載面も必ずコピーし、申込書に添付して下さい。
- ②個人でお申し込みいただく場合は、「機関名・印」欄に大学・研究機関等のご所属先の名称（押印は不要）、「代表者職氏名・印」欄にご所属先における肩書き・お名前・押印をお願いいたします。「担当者氏名・印」欄は記入および押印は不要です。

(3) 添付書類を作成し、郵送で申し込む。

- ①必要に応じて次の用紙を作成し、申込書に添付して下さい。
 - ・部分翻刻の場合は、翻刻した初稿ゲラのコピー（全文翻刻の場合は不要）
 - ・企画書
 - ・請求書等の様式：指定の用紙等がある場合。
- ②申込書は、ファックスおよびメールでは受け付けません。ご注意下さい。

(4) 翻刻掲載承諾書・請求書が届く。利用料の支払い。

- ①承諾書等が届きましたら、承諾条件および請求金額等を必ずご確認ください。
- ②支払い期日は、請求書の発行日から60日以内です。振り込み手数料の負担もお願いします。なお、やむを得ず支払いが遅れる場合は、速やかに本会へお知らせ下さい。

(5) 利用の変更および中止。

- ①利用内容に変更が生じる場合および利用を中止する場合は、速やかに本会へご連絡下さい。

(6) 成果物の納付。

- ①翻刻掲載した成果物は、完成次第速やかにご提出下さい。
- ②インターネット等へ利用した場合は、当該アドレスとページを印刷してご提出下さい。

(7) 再版、改訂、増補、再放送、二次使用等。

- ①改めて翻刻掲載申込書をご提出下さい。

(8) 海外から申し込む場合

- ①海外からの利用希望者は、利用料等の入金を確認した後に承諾書等をお渡しいたします。詳細はお問い合わせ下さい。

以上

* 手続きについてご不明点がありましたらお問い合わせ下さい。

〒153-0041 目黒区駒場 4-3-55 電話 03-3467-0263
公益財団法人前田育徳会（担当：加藤）